

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域 (三件) …………… 一
- …………… (都市整備局市街地建築部建築指導課) ……
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示 …………… 一
- …………… (住宅政策本部民間住宅部不動産産業課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 …… (環境局多摩環境事務所環境改善課) …… 三
- 指定管理者の指定 …… (建設局公園緑地部管理課) …… 四
- 都立公園に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託 …… (建設局公園緑地部公園課) …… 四
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し (二件) …………… 五
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出 …………… 六
- …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …… (同) …… 六

### 告示

#### ●東京都告示第八十号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区神谷三丁目十四番三、同番四、令和六年一月十五番一の一部、同番二、同番三の 六日  
一部及び同番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

#### ●東京都告示第八十一号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区内幸町一丁目千番 令和六年一月十日  
二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

#### ●東京都告示第八十二号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区大山町千六百七十七番二百七の一 令和六年一月十日  
部 二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

#### ●東京都告示第八十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) 第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和六年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号

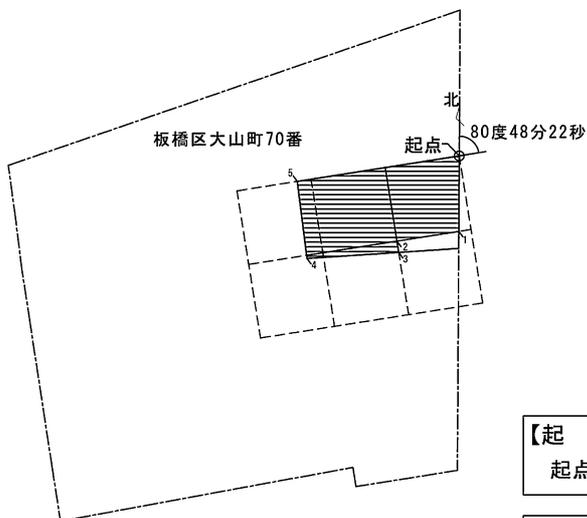
株式会社ミヤギ工務店

二 代表者氏名 代表取締役 宮城 諒

三 主たる事務 墨田区錦糸一丁目二番一号

|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| <p>所の所在地</p> <p>四 免許証番号 東京都知事(1)一〇九〇六〇号</p> <p>五 免許年月日 令和五年三月二十四日</p> | <p>一 商号 ミライズデザイン株式会社</p> <p>二 代表者氏名 代表取締役 高山 広海</p> <p>三 主たる事務所の所在地 品川区東中延二丁目九番十八号</p> <p>四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇三六五六号</p> <p>五 免許年月日 令和元年七月五日</p>   | <p>一 商号 ユーティリティ・インベストメント株式会社</p> <p>二 代表者氏名 代表取締役 清田 功</p> <p>三 主たる事務所の所在地 中央区日本橋兜町九番五号</p> <p>四 免許証番号 東京都知事(3)第九三八九九号</p> <p>五 免許年月日 令和四年二月十七日</p> | <p>一 商号 有限会社永島商店</p> <p>二 代表者氏名 取締役 永島 昇</p> <p>三 主たる事務所の所在地 江東区大島三丁目四番七号</p> <p>四 免許証番号 東京都知事(9)第五〇四五二号</p> <p>五 免許年月日 令和三年六月二十六日</p> | <p>一 商号 株式会社エスコア</p> <p>二 代表者氏名 代表取締役 藤原 巳加</p> <p>三 主たる事務所の所在地 渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号</p> |
| <p>所の所在地</p> <p>四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四七三八号</p> <p>五 免許年月日 令和二年四月十七日</p> | <p>●東京都告示第八十四号</p> <p>土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和二年東京都告示第千四百八十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和六年二月一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区大山町地内)</p> <p>二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン</p> <p>三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去</p> |   |  |   |

別 図



座標値一覧

| 地点 | X座標         | Y座標         |
|----|-------------|-------------|
| 1  | -27888.0051 | -12076.9655 |
| 2  | -27899.3128 | -12085.2188 |
| 3  | -27890.8384 | -12084.9771 |
| 4  | -27891.6440 | -12097.1960 |
| 5  | -27881.2960 | -12098.5080 |

※表中の座標値は世界測地系座標により作成した。

【凡 例】

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起 点】

起点は、座標値 (X=-27877.8710, Y=-12078.9070) とする。

【格子の回転角度(80度48分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

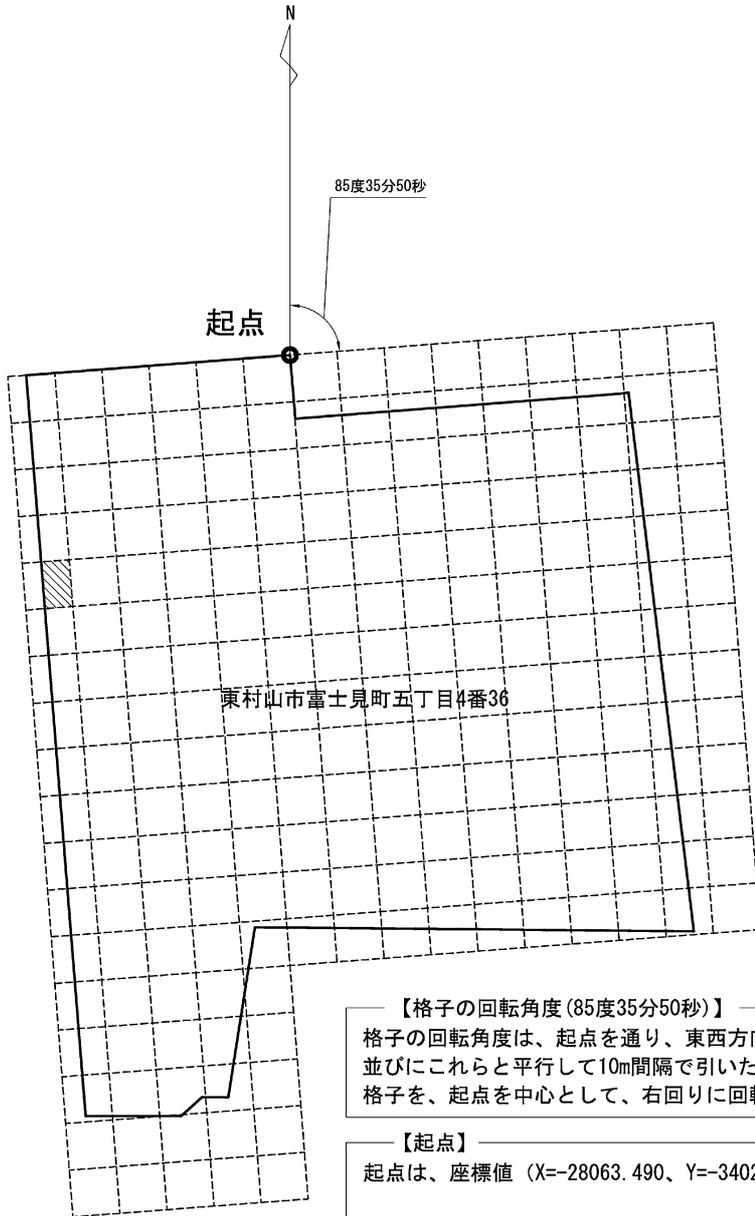
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（東村山市富士見町五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シマジン

別図

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
-  形質変更時  
要届出区域



【格子の回転角度(85度35分50秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、座標値 (X=-28063.490、Y=-34026.622) とする。

※座標値は測量法(昭和24年法律第188号)の規定による、世界測地系座標に基づく。

●東京都告示第八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和六年二月一日

東京都知事 小池百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東京臨海広域防災公園 東京都江東区有明三丁目

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

令和六年二月一日から令和十年一月三十一日まで

●東京都告示第八十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第一百七号)第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和六年二月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

〔1〕 所在 新宿区新大塚二丁目四十四番一号  
 一 委託期間 令和六年二月一日から同年三月三十一日まで  
 二 委託費 〃  
 三 委託費 東京臨海広域防災公園

告 示 (公)

委員長 廣 瀬 道 明  
記

●東京都公安委員会告示第39号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和5年12月12日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和6年2月1日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明  
記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

(1) 府中市宮町一丁目35番地の4

「ドリーム」 皆川 忠雄

(2) 品川区東五反田一丁目19番11号 日興パレス五反田202

「フリーダム」 高見 仁志

(3) 台東区東上野一丁目17番2号 松永ビル2階

「鳳永クラブ」 高山 成鳳こと高 成鳳

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他

(1) この処分が不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

●東京都公安委員会告示第40号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第4号の規定に該当するに至ったので、令和5年12月12日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和6年2月1日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明  
記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

江東区亀戸二丁目26番6-401号 国建第5ビル4階

「コスモス」 徐 貞妍

2 処分事由

3月以上所在不明

3 その他

(1) この処分が不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和六年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 八重洲鹿島ビルディング
- 二 店舗所在地 中央区八重洲二丁目五番一号
- 三 設置者名 鹿島建設株式会社
- 四 店舗面積の合計 令和五年四月一日が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コープ国分寺内藤店
- 二 店舗所在地 国分寺市内藤一丁目二十番地十三ほか
- 三 設置者名 株式会社豊栄
- 四 意見
- ア 聴取者 国分寺市長
- イ 概要 意見なし
- ウ 收受日 令和六年一月十一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 六 縦覧期間 令和六年二月一日から同年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 発

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号（代）

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号 113-0001

